

平成15年2月20日

建築安全推進室長	技監	課員	係
			[REDACTED]

熱海市伊豆山 [REDACTED] 宅地開発地について

熱海土木事務所にて平成14年12月26日付け、熱土第62-2号にて開發行為の許可 (A=19,379 m²) 及び平成14年12月26日付け、熱土第1022号にて宅地造成工事許可 (A=19,379 m²) について、業者の弁明書の提出を受け、土木事務所から報告を受けた。

1 日 時 平成15年2月20日(木) 9:30~12:00

2 場 所 東館12階 第1会議室

3 出席者 土地対策室
公園緑地室 [REDACTED]
熱海土木事務所 [REDACTED]

弁明書について

未許可部分の造成は、明らかに開発を目的とした造成であり、都市計画法による命令を行なうこととなった。

施工資料の提出について

許可した部分の施工状況としては、施工能力に疑問を感じていたため、熱海土木事務所では、許可に附した条件として、盛土の一層毎の転圧状況、擁壁の栗石基礎の施工状況、擁壁の配筋状況には、特に留意し、写真を撮影することとされている、配筋以外は確認することができず、施工能力があるとは考えられない。

また、樹木の根等を燃やしているため廃棄物処理法違反の疑いが強い。(熱海保健所に確認)

今後について

許可した箇所においても、弁明の機会を与え、納得しうる回答がなければ、工事停止命令を出すこととする。

宅地造成等規制法においても、時期を見ながら、同様の手続をとっていく。

(申請面積 A=19,379 m²のため、土木事務所決裁)

13号工事場

外 形をもどす

平成15年2月18日

静岡県知事 石川嘉延 様

都市計画法第80条に基づく資料の提出及び報告について

1 現在までの工事の施工に関する資料

- (1)雑草・樹木の根については昨冬・今冬の現場作業員の暖をとるために、チェーンソウ等で裁断し、ドラム缶等で燃やしました。有機物・雑物については具体的に何を指しているのか分かりませんが、土砂以外は土中に埋めるような行為はしておりません。
- (2)～(5)設計説明書通りに施工されています。写真は別紙。

2 申請区域内に存在する物件について

- (1)ガラス破碎屑は、遊歩道に施す水浸透性の高い舗装の下地材として5ミリメートル以下に破碎して使用します（別添資料参照）。
- (2)ナンバープレートのない車両は、以前同問題で熱海市役所・静岡県土本事務所との現地立会いにおいて、弊社より処理業者の紹介を熱海市役所に依頼したが、紹介を得られず、現段階では湯河原町の[REDACTED]という処理業者に依頼し処理準備中です。



適切な資料の提出がなかった。

<参考>

報告を要求した内容と提出物について

提出物が提出され
た場合、施工違反

要求した項目		提出物・記載内容等	備考
1 現在までの工事の施工に関する資料	(1) 許可条件4に記した、雑草・樹木の根・有機物・雜物の除去の状況を示す写真及びそれらの処理に係る書類	雑草・樹木の根は、冬期に作業員の暖をとるためにドラム缶等で焼却。廃棄物処理法違反土砂以外は埋めていない。	写真無し。 ドラム缶での樹木等の焼却は、廃棄物処理法違反の疑いが強い。
	(2) 設計説明書に記された、段切りその他の施工状況を示す写真及び書類	写真	写真無
	(3) 設計説明書に記された、0.3メートルごとの十分な転圧の施工状況を示す写真及び書類	写真 新許可新規申請	各層ごとの高さが、撮影個所不足 転圧状況を撮影した写真に木片等が写っており、盛土材に混入している疑いがある。
	(4) 設計説明書に記されるとともに許可条件5に記した、擁壁底面の地耐力の確認方法及びその結果	開発限上なし 載荷試験結果書(1ヶ所) 監工の所である。	試験実施個所不明確 試験方法不明確 試験結果解析不明確
	(5) 設計説明書に記された、擁壁の栗石基礎、擁壁の配筋、擁壁の裏込め栗石の施工状況を示す写真及び資料	写真 あり なし	撮影個所不明確 撮影個所不足
2 申請区域内に存在する物件について	(1) ガラス破碎屑が区域内に存在する理由、経緯及び今後の処理方針	ガラス破碎屑は、遊歩道に施す水浸透性の高い舗装の下地材として5ミリメートル以下に破碎して使用。 (有価購入して利用すれば産業廃棄物には当たらず) → 吉野の壁と本筋	設計図書には使用することとされていない。 また、遊歩道を設けることとされていない。 (吉野の壁と本筋)
	(2) ナンバー・プレートのない自動車が区域内に存在する理由、経緯及び今後の処理方針	プレスされた車両について、湯河原町の業者に処理を依頼中	自力で動けない自動車が区域内に存在する理由について報告無し。 (吉野の壁と本筋)

ナント、もうひとつ

御苦労様の方々

電送法の件

命令書・報告要求書

熱土第1号
平成15年2月日

21日付

静岡県知事 石川 嘉延 印

熱海市伊豆山字嶽ヶ[REDACTED]筆における開発行為に関し、下記のとおり、都市計画法（以下「法」という。）第81条第1項の規定に基づき命令し、報告を求めます。

記

法第81条第1項該当号	第1号
命 令 す る 理 由	法第29条第1項に違反し、開発許可を受けずに開発行為が行われたため。
命 令	熱海市伊豆山字嶽ヶ [REDACTED] 字水立 [REDACTED] における開発行為を直ちに停止し、建築行為を行わないこと。 また、当該土地の区域外への土砂の流出を防止する措置の計画書を、平成15年2月28日までに熱海土木事務所都市計画課に提出し、同課の承認を受けたうえで当該措置を実施すること。
報 告 要 求	報告を求める内容 法第29条第1項に違反して開発行為を行った経緯
	報 告 期 限 平成15年2月28日

この命令に不服があるときは、法第50条第1項の規定に基づき、この命令があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に静岡県開発審査会に対して審査請求することができます。

標識（縦0.8m、横1.2m）

都市計画法による命令の公示

この土地は、都市計画法に違反しているので、平成15年月日付けで、同法第81条第1項の規定に基づき、次のとおり命令した。

平成15年月日

静岡県知事 石川嘉延

1 土地の所在地

熱海市伊豆山字嶽ヶ
字水立

2 命令を受けた者の住所・氏名

[REDACTED]

3 命令した理由

都市計画法第29条第1項に違反し、開発許可を受けずに開発行為が行われたため。

4 命令した内容

開発行為を直ちに停止し、建築行為を行わないこと。

また、当該土地の区域外への土砂の流出を防止する措置の計画書を提出し、当該措置を実施すること。

注

1 この標識を損壊した者は、公文書毀棄罪で罰せられます。

2 この命令に違反して、開発行為等を行った場合は罰せられます。